

マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ） 新旧対照表

改正後	現行
定義集	
<p>(略)</p> <p>■「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 金融機関等の取組みのモニタリングに当たり、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方を示すもの。FAQ においては「本ガイドライン」と表記する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>■「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」 金融機関等の取組みのモニタリングに当たり、金融当局として、各金融機関等において「対応が求められる事項」「<b>対応が期待される事項</b>」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方を示すもの。FAQ においては「本ガイドライン」と表記する。</p> <p>(略)</p>
I - 4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>また、「対応が求められる事項」に係る態勢整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>【Q2】</b> <u>「(中略) 特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する金融機関等の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の構築の観点から対</u></p>

改正後	現行
	<p><u>応することが望ましいと考えられる事項を『対応が期待される事項』として記載している。」という記載がありますが、特定の場面や、一定の規模・業容等の基準はありますか。</u></p> <p><u>【A】</u></p> <p><u>前提となる「特定の場面や、一定の規模・業容等」は、個々の「対応が期待される事項」によって異なりますので、具体的に想定している場面や金融機関等の規模・業容等については、各記載事項をそれぞれご参照ください。</u></p>
II - 2 リスクの特定・評価・低減 (1) リスクの特定	
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】②</p> <p>(略)</p> <p>【Q】</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては「自らの営業地域の地理的特性」、「事業環境」や「経営戦略」を考慮するとありますが、具体的に何が求められているのでしょうか。</p> <p>【A】</p> <p>(略)</p> <p><u>また、自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスク</u></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】②</p> <p>(略)</p> <p>【Q】</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては「自らの営業地域の地理的特性」、「事業環境」や「経営戦略」を考慮するとありますが、具体的に何が求められているのでしょうか。</p> <p>【A】</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>の高低及びその変化を適時・適切に把握することも望ましいと考えられます。このリスクの把握の鍵となる主要な指標には、例えば、外為送金の取引件数や非対面による取引件数、非居住者の取引件数、疑わしい取引の届出件数、外部凍結口座の件数等も含まれ得るところ、具体的にいかなる指標を用いて、どのリスクについて、定量的な分析を行うかについては、各金融機関等の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて、各金融機関等で判断するものと考えられます。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>【対応が期待される事項】a.</b>  <u>自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること</u></p> <p><b>【Q】</b>  <u>「リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定」とありますが、具体的な指標の例を教えてください。例えば、外為送金の取引件数や非対面による取引件数、非居住者の取引件数、疑わしい取引の届出件数等は該当しますか。</u></p> <p><b>【A】</b>  <u>リスクの特定・評価に係る主要な指標には、ご指摘の指標も含まれ得るところ、具体的にいかなる指標を用いて、定量的な分析を行うかについては、各金融機関等の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて、判断されることとなります。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>報告徴求命令で年に1回報告していただいている計数は継続的に報告する項目であるため、これらの項目のいくつかの項目や他の指標がリスクの把握の鍵となる主要な指標となるか、金融機関等ごとに判断していただくのが望ましいものと考えます。</u></p>
<p>II - 2 リスクの特定・評価・低減 (2) リスクの評価</p>	
<p>【対応が求められる事項】① (略)</p> <p>【対応が求められる事項】④ (略)</p> <p>【Q1】 「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施」や「リスク評価の結果を文書化」について、留意すべき事項を教えてください。</p> <p>【A】  (略)</p> <p><u>また、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合には、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うことも望ましいと考えます。こういった場合には、これら評価結果を総合して、全社的リスク評価の結果を文書化し、経営陣を含む全社的な理解と取組みを促進するために、全社的リスク評価の結果を「見える化」し(リスク・マップ)、これを機動的に見直すことも考えられます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>【対応が求められる事項】① (略)</p> <p>【対応が求められる事項】④ (略)</p> <p>【Q1】 「具体的かつ客観的な根拠に基づき(中略)評価を実施」や「リスク評価の結果を文書化」について、留意すべき事項を教えてください。</p> <p>【A】  (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>【対応が期待される事項】a.</u>  <u>自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、これを機動的に見直すこと</u></p> <p><u>【Q】</u>  <u>全社的リスク評価の結果を「見える化」する意義は、どのようなところにあるのでしょうか。</u></p> <p><u>【A】</u>  <u>本ガイドラインⅡ－２（２）【対応が期待される事項】a.は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合において、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行う場合を想定しています。さらに、これら評価結果を総合して、全社的リスク評価の結果を文書化し、経営陣や業務執行部内にも分かりやすく「見える化」することにより、全社的な理解と取組みを促進することが考えられます。</u></p>
<p>Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減（３）リスクの低減（i）リスク低減措置の意義</p>	
<p>【対応が求められる事項】①  (略)</p> <p>【Q 3】  「講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること」について、留意すべき事項やどのような対応が考えられるかを教えてください。</p> <p>【A】  (略)</p>	<p>【対応が求められる事項】①  (略)</p> <p>【Q 3】  「講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること」について、留意すべき事項やどのような対応が考えられるかを教えてください。</p> <p>【A】  (略)</p>

改正後	現行
<p><u>また、特に、口座やアカウント開設等の顧客受け入れ後、早期に不正利用が行われる場合が多く、同様の状況が顕著に見られる場合には、例えば開設後一定期間は許容する取引の種類や金額を限定することもリスク低減措置の1つと考えられます。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>
<p>Ⅱ - 2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (ii) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス : CDD)</p>	
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】③</p> <p>(略)</p> <p>【Q3】</p> <p>「信頼に足る証跡」とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するとの理解で良いでしょうか。</p> <p>【A】</p> <p>(略)</p> <p><u>本人確認書類（運転免許証等）の偽造等により、不正に預貯金口座やアカウント等を作成され、当該口座やアカウント等がマネロン・テロ資金供与に利用されるといった事例も確認されていることから、「信頼に足る証跡」の真正性を確認するための仕組みを構築することも重要です。</u></p> <p>【対応が求められる事項】⑥</p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】③</p> <p>(略)</p> <p>【Q3】</p> <p>「信頼に足る証跡」とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するとの理解で良いでしょうか。</p> <p>【A】</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【対応が求められる事項】⑥</p>

改正後	現行
<p>商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果（Ⅱ－２（２）で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行う（Q1～<u>7</u>）とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること（<u>Q8</u>）（<u>Q9</u>）</p>	<p>商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果（Ⅱ－２（２）で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行う（Q1～<u>6</u>）とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること（<u>Q6</u>）（<u>Q7</u>）（<u>Q8</u>）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>【Q 2】 「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法は、どのようなものがあるのでしょうか。</p>	<p>【Q 2】 「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法は、どのようなものがあるのでしょうか。</p>
<p>【A】 （略）</p>	<p>【A】 （略）</p>
<p><u>（削除）</u></p> <p>（略）</p>	<p><u>なお、令和3年2月19日改正前のガイドラインにおいては、【対応が求められる事項】の例示として「顧客類型ごと」の方法、また、【対応が期待される事項】の例示として「顧客ごと」の方法を例示していましたが、今回の改正（令和3年2月19日改正）において、これらの例示を削除しており、顧客リスク評価の実施を求めることを【対応が求められる事項】として整理しています。</u></p> <p>（略）</p>
<p>【Q 7】 <u>団体である顧客のリスク評価に当たって、留意すべき点を教えてください。</u></p> <p>【A】 <u>団体である顧客についてのリスク評価に当たっては、顧客の実態や関連する事情</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>等を踏まえて、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案することが望ましい場合があります。</u></p> <p><u>ガイドラインにおいて、顧客属性も考慮した上で顧客リスク評価をすることを求めているところ、顧客属性は、顧客の所属する集団（例えば、顧客が反社会的勢力に属するものでないか、フロント企業に属するものでないかなど）の性質も勘案して判断する必要があります。これと同様に、団体である顧客についてもその団体が所属する、あるいはその団体が形成しているより大きな集団の性質等も踏まえて、顧客リスク評価を実施することも有用であると考えています。こういった顧客リスク評価を行う対象とする「団体」及び「団体が形成しているグループ」の範囲については、機械的に判断されるものではなく、当該「団体」及び「グループ」自体の性質や、「団体」がある「グループ」内で有する地位や影響力等に応じて、各金融機関等において個別具体的に判断するものと考えます。</u></p> <p><u>「団体」は法人に限定されるものではなく、法人格なき社団も含む概念と考えています。このほか、例えば、法人格がなく、かつ、統一的な意思決定機関が存在しないため、いわゆる法人格なき社団に該当しないような集団についても、「団体」に含めることが可能と考えます。また、「団体が形成しているグループ」の範囲についても、資本関係や契約や合意等一定の取決めの有無にとらわれることなく、リスクに応じて捉える必要があり、（連結）子会社や持分法適用会社といった持分割合によって機械的に判断されるものではありません。例えば、顧客と資本関係のない者（顧客以外の者）が合併会社を設立している場合において、当該顧客以外の者のリスクが高いと判断される場合には、当該顧客の顧客リスク評価にこうした事情を反映させることが考えられます。また、顧客の実質的支配者がリスクの高い顧客の実質的支配者と同一であるような場合には、当該顧客と当該高リスク顧客はグループを形成していると捉える余地があるものと考えま</u></p>	

改正後	現行
<p><u>す。</u>  <u>また、団体である顧客のリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、実質的支配者が同一の自然人や配偶者である場合や資本関係や一定の法的取決めに基づく関係等を有する団体も紐づけし、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクについて勘案することが考えられます。具体的には、グループのうち顧客のリスク評価に重大な影響を及ぼし得る先（制裁対象国周辺地域と取引を行っている先等）がある場合に、そのリスクも踏まえて当該団体のリスク評価をするといったことが考えられます。</u>  <u>いずれにしても、顧客の実態把握を進め、顧客に関連する事情を十分考慮して顧客リスク評価を行っていただくことが重要であるものと考えます。</u></p> <p>【Q 8】  (略)</p> <p>【Q 9】  (略)</p> <p>【対応が求められる事項】⑩  (略)</p> <p>【Q 1 4】  (略)</p> <p>具体的には、各金融機関等において、調査に応じてもらえない顧客であることや、郵送物が届出住所に到達しない顧客であること等の事実を把握した上で、当該顧</p>	<p>【Q 7】  (略)</p> <p>【Q 8】  (略)</p> <p>【対応が求められる事項】⑩  (略)</p> <p>【Q 1 4】  (略)</p> <p>具体的には、各金融機関等において、調査に応じてもらえない顧客であることや、郵送物が届出住所に到達しない顧客であること等の事実を把握した上で、当該顧</p>

改正後	現行
<p>客群のリスクを分析し、分析結果を顧客リスク評価に反映すること、及び当該顧客群の管理状況・評価結果等の妥当性を定期的に検証し、経営陣に報告の上、適切なリスク低減措置を講ずることが必要となるものと考えます。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>客群のリスクを分析し、分析結果を顧客リスク評価に反映すること、及び当該顧客群の管理状況・評価結果等の妥当性を定期的に検証し、経営陣に報告の上、適切なリスク低減措置を講じることが必要となるものと考えます。</p> <p>(略)</p> <p><u>【対応が期待される事項】 a .</u></p> <p><u>団体（Q1）の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループ（Q1）も含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること（Q2）</u></p> <p><u>【Q1】</u></p> <p><u>「団体」や「団体が形成しているグループ」とは、どのような組織を念頭に置けば良いのでしょうか。</u></p> <p><u>【A】</u></p> <p><u>ガイドラインにおいて、顧客属性も考慮した上で顧客リスク評価をすることを求めているところ、顧客属性は、顧客の所属する集団（例えば、顧客が反社会的勢力に属するものでないか、フロント企業に属するものでないかなど）の性質をも勘案して判断される必要があります。</u></p> <p><u>これと同様に、団体の顧客についてもその団体が所属する、あるいはその団体が形成しているより大きな集団の性質等も踏まえて、顧客リスク評価が実施されることが重要であると考えています。</u></p> <p><u>本項目は、こうした趣旨に基づくものですので、まず、「団体」及び「団体が形成しているグループ」の範囲については、機械的に判断されるのではなく、当該「団体」及び「グループ」自体の性質や、「団体」がある「グループ」内で有する地位や影響力等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>したがって、「団体」は法人に限定されるものではなく、法人格なき社団も含む概念です。このほか、例えば、法人格がなく、かつ、統一的な意思決定機関が存在しないため、いわゆる法人格なき社団に該当しないような集団についても、「団体」と評価する余地があります。</u></p> <p><u>また、「団体が形成しているグループ」の範囲についても、資本関係や契約や合意等一定の取決めの有無にとらわれることなく、リスクに応じて捉える必要があり、（連結）子会社や持分法適用会社といった持分割合によって機械的に判断されるものではありません。</u></p> <p><u>例えば、顧客と資本関係のない者（顧客以外の者）が合併会社を設立している場合において、当該顧客以外の者のリスクが高いと判断される場合には、当該顧客の顧客リスク評価にこうした事情を反映させることが考えられます。また、顧客の実質的支配者がリスクの高い顧客の実質的支配者と同一であるような場合には、当該顧客と当該高リスク顧客はグループを形成していると捉える余地があるものと考えます。</u></p> <p><u>いずれにしても、顧客の実態把握を進め、顧客に関連する事情を十分考慮して顧客リスク評価を行っていただくことが重要であるものと考えます。</u></p> <p><b>【Q 2】</b></p> <p><u>「グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること」について、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。</u></p> <p><b>【A】</b></p> <p><u>団体のリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、実質的支配者が同一の自然人や配偶者である場合や資本関係や一定の法的取決めに基づく関係等を有する団体も紐づけし、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクについて勘案することを求めています。</u></p> <p><u>具体的には、グループのうち顧客のリスク評価に重大な影響を及ぼし得る先</u></p>

改正後	現行
	<p><b>(制裁対象国周辺地域と取引を行っている先等)がある場合に、そのリスクも踏まえて当該団体のリスク評価をするということを想定しております。</b></p>
<p>II - 2 リスクの特定・評価・低減 (3) リスクの低減 (iii) 取引モニタリング・フィルタリング</p>	
<p>(柱書)</p> <p>リスク低減措置の実効性を確保する手段としては、個々の顧客に着目する顧客管理のほかにも、取引そのものに着目し、金融機関等における取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法があり、金融機関等においては、これらを組み合わせて実施し、リスク低減措置の実効性を高めていくことが有効である。</p> <p>【Q】 取引の「モニタリング」と「フィルタリング」のそれぞれの定義、両者の区別を教えてください。</p> <p>【A】 本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、過去の取引パターン等と比較する等により、異常取引の検知、調査、判断等を行い、適切なリスク低減措置を講ずること、また、疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいいます。なお、インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合、乗っ取り、なりすましや取引時確認事項の偽りの可能性があることなど、非対面取引のリスクを踏まえた対応が必要であり、例えば、IP アドレスやブラウザ言語、時差設定等の情報、User Agent の組み合わせ情報（例えば、OS/ブラウザの組み合わせ情報）等の端末情報や画像解析度等を活用することにより、不審・不自然なアクセスを検知するといった対応が考えられます。こういった不審・不自然なアクセスの検知も、本ガイドラインにおける「取引モニタリング」に含まれます。</p>	<p>(柱書)</p> <p>リスク低減措置の実効性を確保する手段としては、個々の顧客に着目する顧客管理のほかにも、取引そのものに着目し、金融機関等における取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法があり、金融機関等においては、これらを組み合わせて実施し、リスク低減措置の実効性を高めていくことが有効である。</p> <p>【Q】 取引の「モニタリング」と「フィルタリング」のそれぞれの定義、両者の区別を教えてください。</p> <p>【A】 本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいいます。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</p> <p>イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</p> <p>ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p><b><u>八. 検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に応じて、適切なリスク低減措置を講ずること</u></b></p> <p>【Q1】 「自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオや敷居値によって不公正取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、適用するシナリオや敷居値を異にする対応を求めています。例えば、高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じてそれぞれ適用するなど、画一的なシナリオ適用にならないように求めているものです。</p> <p><b><u>また、足下で多発している詐欺被害などの事例を調査・分析し、特有の取引パターンに着目したシナリオを適用することも必要です。</u></b></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること</p> <p>イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること</p> <p>ロ. 上記イの基準に基づく検知結果や疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p> <p>【Q1】 「自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオや敷居値によって不公正取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、適用するシナリオや敷居値を異にする対応を求めています。例えば、高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じてそれぞれ適用するなど、画一的なシナリオ適用にならないように求めているものです。</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>【Q 2】 「取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 (略)</p> <p>また、抽出基準の有効性の検証に当たっては、捜査機関等から凍結要請のあった口座の取引についてアラートが生成されていなかった場合に、その理由を検証し、必要に応じて抽出基準を見直すことや、<b><u>商品・サービスの不正利用状況や足下で多発している詐欺被害などに係る事例を継続的に調査・分析し、必要に応じて機動的に抽出基準を見直すことも考えられます。</u></b></p> <p>(略)</p> <p>【Q 3】 <b><u>「検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等に</u></b> <b><u>応じて、適切なリスク低減措置を講ずること」について、具体的にどのようなことが</u></b> <b><u>求められているのでしょうか。</u></b></p> <p>【A】 <b><u>取引モニタリングにおいては、シナリオ・敷居値等の抽出基準の設定・調整だけで</u></b> <b><u>なく、検知した取引の疑わしさの度合いやマネロン・テロ資金供与リスクの動向等</u></b> <b><u>を勘案し、「取引実行から検知までの時間を早める」、「検知した時点で不正の</u></b></p>	<p>(略)</p> <p>【Q 2】 「取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 (略)</p> <p>また、抽出基準の有効性の検証に当たっては、捜査機関等から凍結要請のあった口座の取引についてアラートが生成されていなかった場合に、その理由を検証し、必要に応じて抽出基準を見直すことも考えられます。</p> <p>(略)</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p>

改正後	現行
<p><u>確認が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の適切なリスク低減措置を講ずることが求められます。</u></p> <p><u>例えば、「取引実行から検知までの時間を早める」取組みとしては、自社の商品・サービスの不正利用状況等に応じて取引実行後速やかな検知を行うことが考えられます。ここで、取引実行から検知までの時間は、取引の特徴等を踏まえて各金融機関等が個別具体的に検討することが考えられます。</u></p> <p><u>また、例えば、「検知した時点で不正の確認が得られる場合には速やかにリスク遮断措置を講ずる」、「検知後の取引保留や顧客への確認を速やかに行う」等の取組みとしては、検知した取引の疑わしさの度合いに応じて講ずる対応内容を細分化し、不正の確認が得られる場合には速やかに謝絶・凍結・入出金停止等、不正利用や顧客被害の防止に向けたリスク遮断措置を講ずる、また、不正の確認が得られない場合であっても、取引の一時保留や顧客への架電確認など、不正利用や顧客被害の防止に向けたリスク低減措置を講ずる等が考えられます。検知後リスク低減措置を講ずるまでの時間は、取引の特徴等を踏まえて各金融機関等が個別具体的に検討することが考えられますが、速やかにリスク低減措置を講ずるためには、取引制限等の措置を講ずるべき判断基準や判断プロセス、そのために必要な顧客への確認事項等をあらかじめ明確にしておくことが重要と考えます。</u></p> <p><u>なお、こういった適切なリスク低減措置を講ずるためには、業務・サービスの提供時間や不正利用の多い時間帯を考慮しつつ、必要に応じ、夜間や休日に行われる取引に対しても速やかに取引制限等を行うことができる態勢を構築することも</u></p>	

改正後	現行
<b>重要と考えます。</b>	
Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減（４）海外送金等を行う場合の留意点（ii） 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等	
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】① 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価・<b>低減</b>に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること <b>(Q1) (Q2)</b></p> <p>【Q1】 「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価・<b>低減</b>に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価・<b>低減</b>については、取引に関係する国・地域の<b>リスク</b>だけでなく、取引全体<b>の</b>リスクを勘案するように求めています。 「商品」については、軍事転用可能なものでないかなどについて確認することになると考えます。 「輸送経路」については、例えば、制裁対象国の瀬取りに利用されないかといった観点等から、必要な事項を考慮していただく必要があると考えます。<b>そのため、輸出入関係書類などをもとに、</b>出港地、寄港地、中継地は確認していただく</p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】① 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること</p> <p>【Q1】 「輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価に当たっては、輸出入取引に係る国・地域のリスクのみならず、取引等の対象となる商品、契約内容、輸送経路、利用する船舶等、取引関係者等（実質的支配者を含む）のリスクも勘案すること」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。</p> <p>【A】 輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの特定・評価については、取引に関係する国・地域<b>に対する</b>リスクだけでなく、取引全体<b>に対する</b>リスクを勘案するように求めています。 「商品」については、軍事転用可能なものでないかなどについて確認することになると考えます。 「輸送経路」については、例えば、制裁対象国の瀬取りに利用されないかといった観点等から、必要な事項を考慮していただく必要があると考えます<b>が、少なくとも、</b>出港地、寄港地、中継地は確認していただく必要がある<b>もの</b>と考えます。<b>ま</b></p>

改正後	現行
<p>必要があり、<b>特に</b>制裁対象国の付近を通過する場合には、制裁対象国が関与する取引でないかという観点から、制裁内容を確認し、制裁対象国・地域を通過していないかなども確認する<b>ことも考えられます</b>。</p> <p>なお、取引先が貿易仲介業者等を利用している場合には、当該業者等を通じて、真の輸出者を確認するなど、必要な対応を実施することが考えられます。</p> <p>「利用する船舶等」については、船舶が制裁対象に該当しないか、船舶の所有者、オペレーターが制裁対象者に該当しないかといった観点から必要な事項を考慮する<b>ことが考えられます</b>。</p> <p>「取引関係者」については、輸出入取引に係る資金の融通及び信用の供与等のリスクの特定及び評価に必要な関係者について考慮<b>することが考えられます</b>。その関係者に実質的支配者が存在する場合には、当該実質的支配者についても考慮<b>することが考えられます</b>。</p> <p>もともと、いわゆる KYCC という、顧客の顧客に対してまで金融機関等が本人確認手続や顧客リスク評価等を行うことを求めるものではありません。</p> <p><b>【Q2】</b> <b>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの低減とは、どのようなものを想定しているのでしょうか。</b></p> <p><b>【A】</b> <b>上記Q1に記載の通り、取引全体のリスクを勘案し、リスクベースで顧客管理・取引モニタリング・取引フィルタリング等のリスクの低減を行うことが必要です。リスクの低減のための具体的な方法は、各金融機関等において、リスクベースで検</b></p>	<p><b>た、輸送経路を確認する中で</b>、制裁対象国の付近を通過する場合には、制裁対象国が関与する取引でないかという観点から、制裁内容を確認し、制裁対象国・地域を通過していないかなども確認する<b>必要がある場合もあり得るもの</b>と考えます。</p> <p>なお、取引先が貿易仲介業者等を利用している場合には、当該業者等を通じて、真の輸出者を確認するなど、必要な対応を実施することが考えられます。</p> <p>「利用する船舶等」については、船舶が制裁対象に該当しないか、船舶の所有者、オペレーターが制裁対象者に該当しないかといった観点から必要な事項を考慮する<b>必要があるもの</b>と考えます。</p> <p>「取引関係者」については、輸出入取引に係る資金の融通及び信用の供与等のリスクの特定及び評価に必要な関係者について考慮<b>していただく必要があるもの</b>と考えます。その関係者に実質的支配者が存在する場合には、当該実質的支配者についても考慮する<b>必要があるもの</b>と考えます。</p> <p>もともと、いわゆる KYCC という、顧客の顧客に対してまで金融機関等が本人確認手続や顧客リスク評価等を行うことを求めるものではありません。</p> <p><b>(新設)</b></p>

改正後	現行
<p><u>討すべきものと考えます。</u></p> <p><u>例えば、取引モニタリングにおいては、リスクの把握の鍵となる主要な指標等を整理することや、デュアルユース品等高リスクと考えられる商品や、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスクの観点から疑わしい取引の届出を行った実績がある等高リスクと考えられる顧客の属性をリスト化すること等を通じて、リスクが高い取引を的確に検知することが望ましいと考えます。</u></p> <p><u>また、例えば、商品の価格が市場価格に照らして差異がないか確認し、根拠なく差異が生じている場合には、追加的な情報を入手するなど、更なる実態把握等を実施することが望ましいと考えます。</u></p> <p><u>書類受付時に通常とは異なる取引パターンであることが確認された場合、書類受付時と取引実行時に一定の時差がある場合あるいは書類受付時から取引実行時までの間に貿易書類等が修正された場合には、書類受付時のみならず、修正時及び取引実行時に、制裁リスト等と改めて照合することも考えられます。</u></p> <p><u>なお、輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等に係るリスク管理のために、自らの業務規模・特性等に応じて IT システム・データベースの導入の必要性を検討することも有用と考えます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>【対応が期待される事項】d.</u></p> <p><u>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等の管理のために、IT システム・データベースの導入の必要性について、当該金融機関等が、この分野において有しているリスクに応じて検討すること</u></p>

改正後	現行
	<p><b>【Q】</b>  <u>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等においてどのような場合に、どのような「IT システム・データベース」の活用を検討することが期待されているのでしょうか。</u></p> <p><b>【A】</b>  <u>輸出入取引等に係る資金の融通及び信用の供与等において、制裁対象国との取引回避は最優先の課題であるところ、船舶等の寄港地や航跡の管理、AIS(注) 情報のモニタリング、制裁対象リスト（船舶を含みます。）との照合等、金融機関等が実施すべき対応が多岐にわたり、マニュアルでの対応が困難と想定される場合等には、リスクに応じて、寄港地や航跡の管理や AIS 情報のモニタリングを効率的に実施できる IT システムや制裁対象リスト（船舶を含みます。）との照合を可能とするデータベースの活用を検討することが考えられます。</u>  <u>（注）AIS(Automatic Identification System)とは、船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的に VHF 帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行船所施設等との間で情報の交換を行うシステムをいい、法令により一定の条件の下、船舶に設置が義務付けられているもの。</u></p>
<p>Ⅲ－1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）</p>	
<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>【対応が期待される事項】a.</b>  <u>マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置すること</u></p> <p><b>【対応が期待される事項】b.</b>  <u>同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビュー（Q1）（Q2）を受けること</u></p>

改正後	現行
	<p><u>【対応が期待される事項】c.</u>  <u>マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</u>  <u>また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</u></p> <p><u>【Q1】</u>  <u>外部専門家等によるレビューの対象として、どのようなものを想定しているのでしょうか。</u></p> <p><u>【A】</u>  <u>例えば、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）について助言を受けることや、国際的なマネロン・テロ資金供与対策に係る水準とのギャップ及び金融機関等における課題についてレビューを受けることが考えられますが、これらに限定されるものではありません。</u></p> <p><u>【Q2】</u>  <u>「外部専門家等」とは、弁護士やコンサルタントを想定しているのでしょうか。</u></p> <p><u>【A】</u>  <u>「外部専門家等」については、マネロン・テロ資金供与対策に係る専門的知見を有する者であれば、弁護士やコンサルタントも該当しますが、必ずしもこれらに限られるという趣旨ではありません。</u></p>
Ⅲ－２ 経営陣の関与・理解	
(略)	(略)

改正後	現行
<p>【対応が求められる事項】④ (略)</p> <p>【Q】 (略)</p> <p>【A】 マネロン・テロ資金供与対策の所管部門に対して、専門性を有する人材を適切に配置し、必要な予算配分をするだけでなく、組織全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化のため、所管部門以外についても、人材育成、人材配置において配慮するなど、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与対策が持続可能であり、かつ、高度化させるための資源配分も求められていると考えます。</p> <p><b><u>また、必要に応じて、役職員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与対策の遵守・取組み状況等を適切に勘案するなどの対応も考えられます。</u></b></p>	<p>【対応が求められる事項】④ (略)</p> <p>【Q】 (略)</p> <p>【A】 マネロン・テロ資金供与対策の所管部門に対して、専門性を有する人材を適切に配置し、必要な予算配分をするだけでなく、組織全体のマネロン・テロ資金供与対策の高度化のため、所管部門以外についても、人材育成、人材配置において配慮するなど、金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与対策が持続可能であり、かつ、高度化させるための資源配分も求められていると考えます。</p>
<p>Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等）（２）第２の防衛線</p>	
<p>【対応が求められる事項】① 第１線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等 <b><u>(Q1)</u></b> により、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行う <b><u>(Q2)</u></b> こと  (略)</p> <p><b><u>【Q2】</u></b> <b><u>「マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場</u></b></p>	<p>【対応が求められる事項】① 第１線におけるマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと  (略)</p> <p><b><u>(新設)</u></b></p>

改正後	現行
<p>から監視を行う」とありますが、具体的に留意する点がありましたら教えてください。</p> <p><b>【A】</b></p> <p>例えば、マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専担部室を設置することや、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けることなども考えられますが、組織構造や監視の具体的な手法等は、金融機関等の規模・特性・業容等に応じて様々なものが考えられるため、各金融機関等が自らの規模・特性・業容等を踏まえて適切な対応を検討いただく必要があると考えます。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等） <b>（４）マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の外部委託先の管理</b></p>	
<p><b>【対応が求められる事項】①</b></p> <p>マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合（Q1）に、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証（Q2）（Q3）すること</p> <p><b>【Q1】</b></p> <p>「マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合」とは、具体的にどのような業務を外部委託する場合が該当するでしょうか。</p> <p><b>【A】</b></p> <p>各金融機関等において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託することも考えられます。</p> <p>各金融機関等が行うあらゆる外部委託について、必ず本項目で求められる事項に対応すべきということではなく、各金融機関等におけるマネロン・テロ資金供与リ</p>	<p><b>（新設）</b></p>

改正後	現行
<p><u>スク管理に係る業務を一部でも外部委託する場合には、本項目で求められる事項の対応を検討する必要があります。</u></p> <p><u>どのような業務を外部委託する場合に、本項目で求められる事項に対応すべきか、各金融機関等で検討する必要があります。外部委託先の態勢が、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の堅牢性に影響すると考えられる場合には、外部委託先の態勢検証を行うなど、検討にあたっては、外部委託する業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮する必要があります。</u></p> <p><b>【Q2】</b>  <u>「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の態勢を検証」とは具体的にどのような点に留意することが求められているのでしょうか。</u></p> <p><b>【A】</b>  <u>各金融機関等においては、本ガイドラインの「対応が求められる事項」に記載している内容に対応できるようマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を整備します。また、マネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務を外部委託する場合でも、当該業務に係るマネロン・テロ資金供与リスク管理の責任は、委託元の金融機関等が負います。そのため、外部委託するマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務について、外部委託先が本ガイドラインの「対応が求められる事項」に記載している内容に対応できるような態勢を有していること、すなわち、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保していることを、委託元の金融機関等において検証することが重要です。</u></p> <p><u>上記のQ1記載の通り、各金融機関等において、どのような業務を外部委託する場合に、本項目で求められる事項に対応すべきか検討する必要があります。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>検証方法については、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等に応じて、例えば、委託した業務を遂行した結果を事後的に確認すること、外部委託先との契約によって外部委託先に確実な業務実施を求めること、質問票等を用いて詳細に外部委託先の方針や業務遂行の態勢等を聴取すること等、様々な方法が考えられます。よって、各金融機関等において、外部委託を検討している業務の特性等や当該業務において外部委託先の果たす役割等を考慮して、検証方法や時期等を検討することが重要です。</u></p> <p><b>【Q3】</b>  <u>自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢が有効に機能しているかといった観点で外部専門家等のレビューを受ける場合には、どのような点に留意することが考えられるでしょうか。</u></p> <p><b>【A】</b>  <u>自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける場合でも、金融機関等が自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理の責任を負います。そのため、各金融機関等においては、外部専門家等の適切性等に留意することが重要と考えられます。</u>  <u>例えば、マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受ける際には、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性等について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ることが考えられます。また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うことも考えられます。いずれにせよ、具体的な対応は、レビューの対象や外部専門家等の役割等を踏まえて、各金融機関等において検討することが重要と考えます。</u></p>	
<p>Ⅲ－5 職員の確保、育成等</p>	

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】③</p> <p>(略)</p> <p>【Q】</p> <p>(略)</p> <p>【A】</p> <p>研修等については、実施することや職員の理解度を図ることも重要ですが、研修内容自体が、内外の当局等の考え方を踏まえているか、職員等への徹底が十分かといった観点から、適切に見直し、改善等を検討することも、同様に重要であると考えます。</p> <p><u>また、金融機関等の規模・特性等を踏まえた内容とすることも重要です。例えば、海外拠点等を有する金融機関等グループの場合は、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修等を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修等の内容についても定期的に見直すことや、</u></p> <p><u>海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める金融機関等グループの場合は、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修等や関係する資格取得に努めるよう態勢整備を行うといった、規模・特性等を踏まえた対応が考えられます。</u></p>	<p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】③</p> <p>(略)</p> <p>【Q】</p> <p>(略)</p> <p>【A】</p> <p>研修等については、実施することや職員の理解度を図ることも重要ですが、研修内容自体が、内外の当局等の考え方を踏まえているか、職員等への徹底が十分かといった観点から、適切に見直し、改善等を検討することも、同様に重要であると考えます。</p>